

機密性 2 情報

非常勤職員の育児休業等の制度要綱（素案）

平成 22 年 7 月
人事院職員福祉局

非常勤職員の仕事と家庭の両立支援を図るため、民間において期間を定めて雇用される者（期間雇用者）について一定の要件の下で育児休業等の対象とされていることを踏まえ、非常勤職員に対して育児休業等制度を適用する必要がある。

非常勤職員に育児休業等制度を適用するに当たっては、公務部内における職員間の均衡を考慮し、常勤職員と同様の制度を適用することを基本とするが、その具体的な内容については、非常勤職員の任用・勤務形態の特性を踏まえ、民間における期間雇用者の取扱いを考慮して次のとおりとする。

I 育児休業

1. 取得可能期間

原則として、子が 1 歳に達する日まで

例外として、夫婦がともに育児休業を取得する場合は 1 歳 2 か月まで、保育所に入所できない等の特別な事情がある場合は 1 歳 6 か月まで

2. 取得要件

以下のすべての要件を満たす非常勤職員は育児休業を請求することができる。

- ① 引き続き 1 年以上任用されていること
- ② 子の 1 歳誕生日以降も引き続き任用されることが見込まれていること
- ③ 子の 2 歳誕生日の前々日までに、任期が満了しており、かつ、任期が更新されないこと又は再採用されないことが明らかでないこと
- ④ 1 週間の勤務日数が 3 日以上であること

3. 取得回数

原則 1 回。ただし、任期末日まで育児休業を取得し、引き続き育児休業を希望する場合において、任期の更新又は再採用後に、改めて育児休業を取得するときにも再度の取得を可能とする。

4. 給与の取扱い

育児休業をしている期間は、給与を支給しない。

II 育児時間

1. 取得可能期間

子が 3 歳に達する日まで

2. 取得要件

以下のすべての要件を満たす非常勤職員は育児時間を請求することができる。

- ① 引き続き 1 年以上任用されていること
- ② 1 週間の勤務日数が 3 日以上であること

3. 取得方法

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得することができる。なお、育児時間取得後の勤務時間は 5 時間 45 分以上とする。

機密性 2 情報

4. 給与の取扱い

育児時間をしている時間は、給与を支給しない。

III 介護休暇

1. 取得可能期間

一の要介護状態につき連続する93日の期間内（対象家族一人につき、通算93日を上限）

2. 取得要件

以下のすべての要件を満たす非常勤職員は介護休暇を請求することができる。

- ① 引き続き1年以上任用されていること
- ② 介護休暇開始予定日から93日経過日の翌日以降も引き続き任用されることが見込まれていること
- ③ 93日経過日から1年を経過する日までに、任期が満了しており、かつ、任期が更新されないこと又は再採用されないことが明らかでないこと
- ④ 1週間の勤務日数が3日以上であること

3. 取得方法及び要介護者の範囲

常勤職員と同様とする。

4. 給与の取扱い

介護休暇をしている期間は、給与を支給しない。

IV その他

育児休業をしている期間等の経済的支援については、関係省庁と調整中。

以 上